

太陽光発電設備設置のガイドライン改定される！

2月21日改定施行（町ホームページより抜粋）

南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインを改定しました

ページ番号 1003812 更新日 2022年2月21日

南知多町では、令和元年に、「太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」を制定し、公害や事故等の防止と自然環境・景観等の保全に配慮し、再生エネルギーが円滑に導入されるよう努めてまいりました。

しかし、ガイドラインの適用範囲にないものが、防災対策や景観保全など周辺環境への配慮や周辺住民への事前説明が不足するなど、趣旨に反し地域住民や関係者との関係が悪化する事例がありました。

このため、住民相互理解のもと生活環境の保全及び安全の確保を目指し、令和4年2月21日付で南知多町太陽光発電設備設置等に関するガイドライン（改定）を施行しました。

太陽光発電設備を設置する場合は、本町のガイドライン（改定）と併せて、資源エネルギー庁の定める「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」も遵守してください。

目的

本町における太陽光発電設備の設置及び運用に関して、事業者等が遵守すべき事項を定めることにより、環境の保全及び景観形成、並びに事故等の防止及び地域住民の良好な生活環境を守ることを目的としています。

対象設備

→ 10kW未満も対象になりました

南知多町内における全ての設置事業及び発電事業に適用する。

ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。

対象地域

南知多町全域

建設等において遵守すべき事項

太陽光発電設備の設置事業及び発電事業の実施に当たり、事故防止に関することをはじめ、雨水等による災害防止対策、動植物への影響を回避する措置、騒音・振動及び反射光対策、文化財の保護、標識の掲示、柵欄等の設置、近隣関係者への説明など遵守すべき事項を設けています。

ガイドライン施行日

令和4年2月21日 改定、同日施行

➡ 次は条例制定へ

ガイドラインに基づく手続きの流れ

【ガイドラインに基づく手続きの流れ】

